

相 監 第 2 7 号 の 2
平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日

相良村長 徳田正臣 様

相良村代表監査委員 富 尾 鐵 守



相 良 村 監 査 委 員 西 本 巳 喜 男



定期監査結果報告書の提出について
このことについて、地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査の対象

平成26年4月1日から平成26年10月末日までの一般会計並びに特別会計の事業執行状況、平成25年度繰越明許費にかかる繰越事業実施状況等について全課局を対象に監査を行った。

2. 実施期間

平成26年11月10日から同月14日まで（実質5日間）

3. 実施場所

相良村役場 監査委員室

4. 実施した監査手続き

監査の対象となった事務の執行について、提出された書類並びに提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに必要と認めたその他の監査手続きを実施した。

5. 監査の結果

各課・局ともに全体的には概ね良好に事務処理がなされており、特に指摘すべき事項はないものと認められた。

指導事項は別添のとおりである。

(別添)

指導事項

(1) 総務課

1. 上四浦振興計画については、地域住民との座談会を開催し、意見の集約を図っている。計画の策定に当たっては、地域住民の考え、意見等を尊重し、十分に反映したものとなるよう計画すること。
2. 地域づくり事業補助金事業については、今年度、村内 18 行政区の内、13 行政区が取り組んでいる。本年度未実施の 5 行政区（過去に実施済みの行政区を含む）については、地域の実情に合った事業を提案することで事業への参加を促すよう検討が必要ではないか。
3. 集落支援員を活用した空家調査については、調査後の空家の利活用について早急な対策を検討すること。
4. 村営住宅の使用料、インターネット使用料については、収入未済額の徹底した徴収を行い、減少に努めること。

(2) 税務課

1. 以前より再三にわたって窓口延長業務の実施回数について検討するよう（月 2 回を月に 1 回とする）指導しているが、自主納税を促すことが大事であるとの観点から実施回数を変更しないとの回答である。今年度の税の徴収率については、昨年度同月と比較し大きな改善は見られない。これでは今年度の徴収率についても県下最下位になるであろうと憂慮される。監査での指導を実施しない以上、今後徴収率の向上という結果を示して欲しい。

監査委員としては、訪問の時期、時間等を的確にとらえた戸別訪問の更なる実施、差し押さえ等法的措置を適宜行うことが徴収率の向上につながるのではないかとする事を申し添えておく。

また、自主納税を促すには、納税についての滞納者の意識改革も必要である。その方法についても検討すること。

2. 不納欠損の処理については税の公平負担を考慮し慎重に行う事は当然である。分納誓約書、債務確認書等を徴して時効の中断を図り、安易な処理をしない事。

(3) 保健福祉課

1. 第 6 次介護保険計画の策定に当たっては、介護保険法の改正、被保険者の状況等様々な要因を十分に考慮し、保険料基準額が急激に上昇することのないよう努めること。
2. 介護予防拠点施設整備事業については、平成 24 年度から現在まで 14 箇所の集会施設で事業を実施している。今年度が補助事業の最終年度であるが、未整備の集会施設（事業実施の要望があっているものの未採択となった 3 箇所の集会施設含む。）については、その対応を検討されたい。また、補助事業の採択要件である介護予防事業の実施については、介護保険利用者の減少につながるよう拡大、充実してほしい。

(4) 産業振興課

1. 村内の集落営農組織 6 組織については、法人化へ向けた取り組みを強化しているところである。今後も組織の経営状況等、実情に応じたきめ細かい営農支援を継続すること。

(5) 建設課

1. 今年度計画されている工事については、各々の問題点について早急な解決を図り、年度内の竣工を目指す事。
2. 簡易水道施設及び農業集落排水施設については、供用開始より相当年数が経過している施設もあり、修繕、ポンプ等の更新も必要となるため、修繕計画を作成してはどうか。
3. 相良村農業集落排水処理施設接続工事補助金を活用した農業集落排水への接続件数は、10 月末現在申請中のものも含め 15 件となっている。来年度が補助の最終年度となっている為、村民への周知を徹底し接続率の向上を図ること。
2. 簡易水道特別会計及び農業集落排水特別会計における使用料については、過年度分を含めた収入未済額の解消に努めること。

(6) 教育委員会

1. スクールバスについては、平成 15 年の中学校統合以来約 10 年が経過している。児童生徒数、利用範囲の拡大等も加味しながら、順次、適切かつ計画的に更新すること。
2. 教育委員会が管理する学校施設については、老朽化により大規模な修繕が必要なものがあるようだ。それら修繕については、予算等を考慮したうえで、修繕計画を作成し対応すること。
3. 奨学金の滞納者への督促については、文書、電話等により直接連絡をすること等により実施している。返還金が貸付金の原資となることから、貸付金の確保のため、今後もより一層の徴収に励むこと。